

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 告 示		所管課（室）名
・長崎県美術館指定管理者の指定		文化振興課
・道路の占用の制限（2件）		道路維持課
◎ 公 告		
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見		経営支援課
・土地改良区の定款変更の認可（2件）		農村整備課
・測量の実施		建設企画課
・日宇川水系河川整備基本方針の閲覧		河 川 課

## 告 示

### 長崎県告示第679号

長崎県美術館条例（平成15年長崎県条例第61号）第3条の規定により、長崎県美術館の指定管理者を指定したので、次のとおり告示する。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

公の施設の名称	指定管理者となる団体の名称	指定の期間
長崎県美術館	長崎市出島町2番1号 公益財団法人 長崎ミュージアム振興財団 理事長 中牟田 新一	令和3年4月1日から 令和9年3月31日まで

### 長崎県告示第680号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

#### 1 道路の種類、路線名、占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般県道	湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町百合畑触字百合草畑110番1地先から 壱岐市勝本町立石南触字金高1247番1地先まで

#### 2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるも

のを除く。)

ただし、やむを得ず電柱を地上に設ける場合、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

### 3 占用を制限する理由

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき指定された緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

### 4 占用の制限の開始期日

令和2年10月27日

## 長崎県告示第681号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定するので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び壱岐振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

### 1 道路の種類、路線名、占用制限の指定区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
一般県道	湯ノ本芦辺線	壱岐市勝本町立石南触字金高1220番1地先から 壱岐市勝本町立石仲触字櫃川756番1地先まで

### 2 制限の対象となる占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、やむを得ず電柱を地上に設ける場合、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

### 3 占用を制限する理由

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき指定された緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

### 4 占用の制限の開始期日

令和2年10月27日

## 公 告

### 大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ 時津店資材館  
長崎県西彼杵郡時津町日並郷2195番

### 2 届出の概要

#### (1) 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ナフコ 代表取締役 石田 卓巳  
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

#### (2) 大規模小売店舗の新設

大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,488平方メートル

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者  
時津町長 吉田 義徳
- (2) 意見書の内容  
意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間  
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所  
長崎県産業労働部経営支援課、時津町建設部産業振興課

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年3月26日総代会議決）を認可した。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 国営田平土地改良区  
認可年月日 令和2年10月19日

**土地改良区の定款変更の認可（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款変更（令和2年7月20日総会議決）を認可した。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

土地改良区名 里美土地改良区  
認可年月日 令和2年10月19日

**測量の実施（公告）**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、島原振興局長から公共測量（基準点測量、水準測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
島原市～雲仙市	令和2年10月27日から 令和3年2月12日まで

**日宇川水系河川整備基本方針の閲覧（公告）**

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により、日宇川水系河川整備基本方針を策定したので、同条第5項の規定により、その関係書類を次のとおり閲覧に供する。

令和2年10月27日

長崎県知事 中村 法道

- 1 閲覧の期間  
この公告の日から起算して1か月
- 2 閲覧の場所  
土木部河川課、県北振興局建設部河川課

発行者

長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通(八九五)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
印刷人

長崎県  
長崎市権島町八番十二号

株式会社  
寺クイックプリント  
田宏弥